



国民年金 こんなときは、こんな届出を

☎ 熊本西年金事務所 ☎ (353) 0142
☎ 町民課 年金係 ☎ (232) 4914



必要な書類など詳しくは、届出先にお問い合わせください。

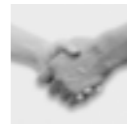
こんなとき	どうする	届出先
厚生年金・共済組合加入の勤務先に就職した	厚生年金・共済組合加入手続き (20歳以上60歳未満の被扶養配偶者も手続きが必要)	勤務先
厚生年金・共済組合加入の勤務先を退職した	国民年金加入手続き (20歳以上60歳未満の被扶養配偶者も手続きが必要)	年金事務所または町民課
配偶者(第2号被保険者)の扶養になった	種別変更手続き	配偶者の勤務先
配偶者(第2号被保険者)の扶養から外れた	種別変更手続き	年金事務所または町民課
年金手帳を紛失した	再交付手続き	第1号被保険者→年金事務所または町民課 第2号被保険者→勤務先または年金事務所 第3号被保険者→年金事務所
納付書を紛失した	納付書の再発行を依頼する	年金事務所
経済的に保険料を納めることが困難	保険料・納付猶予申請または学生納付特例申請手続き	年金事務所または町民課
老齢基礎年金額を増やしたい (第1号被保険者、任意加入中の人)	付加保険料納付申出手続き 国民年金基金加入手続き	年金事務所または町民課 熊本県国民年金基金 ☎0120(65)4192
老齢基礎年金受給資格期間を満たしたい、老齢基礎年金額を満額に近づけたい	任意加入手続き	年金事務所または町民課 ※加入履歴や保険料の支払方法によっては、年金事務所での手続きをお願いすることがあります。
海外に転出するが国民年金に加入したい(日本国籍の人)	任意加入手続き	町民課
出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間)に第1号被保険者の期間がある	産前産後期間免除申請手続き (平成31年2月1日以降出産に限る) 出産予定日の6カ月前から申請可	町民課
20歳になった	第2号被保険者の被扶養配偶者は、第3号被保険者の手続き ※第1号第2号被保険者は手続き不要です。	配偶者の勤務先

- *第1号被保険者 自営業、農林漁業、アルバイト、無職、学生などで20歳以上60歳未満の人
- *第2号被保険者 厚生年金・共済組合に加入している会社員・公務員などで原則65歳未満の人
- *第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

令和2年度国民年金保険料月額、16,540円です。

納付書は4月上旬に日本年金機構から送付されます。

納め忘れがない口座振替やクレジットカード払いがおすすめです。ご希望の人は年金事務所または町民課で手続きが必要です。



株式会社サイネックスと 「暮らしの便利帳」を共同で発行します

☎ 総合政策課 企画政策係 ☎ (232) 2112

2月27日に株式会社サイネックスと菊陽町は、「暮らしの便利帳」の共同発行に関する協定を締結しました。
「暮らしの便利帳」は、行政情報や地域情報、防災情報などを一冊にまとめることで、情報量と利便性を兼ね備えた冊子とします。
完成後は、全世帯に配布するほか、電子版を町ホームページで公開する予定です。



協定書を持つ後藤町長と隈元執行役員

EVタクシーを電力源とする 全国初の災害連携協定を締結

2月7日に菊陽町と株式会社菊陽タクシー、株式会社おしろタクシー、日産自動車株式会社、熊本日産自動車株式会社、日産プリンス熊本販売株式会社の6者で、EVタクシーを電力源とする災害連携協定を締結しました。この協定は、災害などにより大規模停電が発生した際に、EVタクシーを電力源として活用することで避難所の円滑な運営を行うために結ばれた全国初の協定です。



協定式後には、タクシーの出発式と給電デモが行われた

■問い合わせ

総務課 交通防災係 ☎ (232) 2111



4月から 菊陽町子育て世代包括支援センターを開設します

☎ 健康・保険課 保健予防係 ☎ (232) 4912

町子育て世代包括支援センターは、妊娠、出産から子育て期の相談窓口です。保健師や助産師などの専門職が関係機関のスタッフと連携して子育てをサポートしていきます。
町子育て世代包括支援センターは健康・保険課内に設置します。お気軽にご相談ください。



菊陽町まち・ひと・しごと 創生総合戦略推進会議

2月26日に、令和元年度第3回の会議を菊陽町役場で開催しました。

会議では、事務局が「次期総合戦略」(令和2年度～6年度)の骨子案を説明しました。委員からは、地域で増加する外国人への対応、学校と地元企業との連携、民間資金の活用の可能性などについて意見が出されました。

町は、会議における意見などを踏まえ、「総合戦略」の策定を進めます。



■問い合わせ

総合政策課 地域振興係 ☎ (232) 2112